

## 人事行政の運営等の状況の公表

### 目次

- 1 職員の任免及び職員数の状況
- 2 職員の給与の状況
- 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 5 職員のサービスの状況
- 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 8 職員の競争試験の状況
- 9 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況
- 10 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

平成22年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	一般行政職	消防職	労務職
新規採用	7	2	5	0
新規再任用	0	0	0	0
市町村からの派遣	5	5	0	0

イ 職員の離職

平成22年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	一般行政職	消防職	労務職	
離 職	定年退職	4	0	3	1
	その他	1	1	0	0
	派遣解除	2	1	1	0
再任用の満了	0	0	0	0	

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数 (人)		対前年増減数	主な増減理由
		平成23年	平成22年		
一 般 行 政	総務	8	7	1	・震災対応による 人員配置のため (定年延長)
	民生	8	8	0	
	衛生	8	8	0	
	消防	142	142	0	
	計	166	165	1	

イ 年齢別職員構成の状況

(平成23年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
		～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳		
職員数	3人	20人	17人	11人	27人	25人	9人	3人	15人	11人	24人	1人	166人

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況

広域連合の職員は、広域連合長、副広域連合長等の特別職の職員と一般職に区分されています。

平成22年度中にこれらの職員に支払われた人件費の総額は12億3,112万7千円で、広域連合一般会計の歳出総額の43.5%です。

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
平成22年度	千円 2,828,731	千円 96,866	千円 1,231,127	% 43.5

注 人件費には、広域連合長などの特別職の職員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、災害補償費などを含みます。

### (2) 職員給与の状況

平成23年度の一般職の職員165人の給与費の予算額は9億1,890万2千円で、一人当たりの給与費は557万円です。

区分	職員数 (A)	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)	1人当たり 給与費 (B/A)
平成23年度	人 165	千円 558,249	千円 159,627	千円 201,026	千円 918,902	千円 5,570

注 職員手当には、退職手当及び子ども手当は含まれていません。

### (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職及び技能労務職の職員の平均給料月額等は、次のとおりです。

(平成23年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	備考
一般行政職	円 278,615	円 401,478	歳 月 38 7	
技能労務職	342,604	430,116	56 2	

注1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当(期末・勤勉手当及び寒冷地手当を除く。)の額を合計したものです。

注3 これらの額は平成23年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(4) 職員の初任給の状況

学校卒業後直ちに職員に採用された場合の初任給は、次のとおりです。

(平成23年4月1日現在)

区 分		久慈広域連合		岩手県	
		初任給		初任給	
一般行政職	大学卒	161,600	円	172,200	円
	高校卒	140,100		140,100	
技能労務職	高校卒	137,200		137,200	

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされることになっていますが、行政職給料表が適応される一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりです。

(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	46 人	28.1 %
2級	主任	18	11.0
3級	主査	65	39.6
4級	係長、副署長、分署長	28	17.1
5級	課長、消防署長	5	3.0
6級	事務局長、消防長	2	1.2

注1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。

注2 「職員数」は、一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(6) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(平成22年度)	1,182千円		
平成23年度支給割合		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225月	0.675月
	12月期	1.375月	0.675月
	計	2.60月	1.35月
加算措置の状況 (職務の級等による加算措置)	有		
	※ 一般行政職の加算率	3、4級	5%
		5級	10%
		6級	15%

イ 退職手当

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置(2~20%割増)	

ウ 時間外勤務手当

	平成 22 年度決算
支給実績	58,218 千円
職員 1 人当たり平均支給年額	369 千円

エ 特殊勤務手当

支給実績(平成 22 年度決算)	1,210 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 22 年度決算)	9,378 円		
職員全体に占める手当支給者の割合	78.2 %		
手当の種類	3		
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
廃棄物処理 業務手当	衛生課に勤務する職員	廃棄物処理施設において廃棄物の処理作業に従事	月額 4,000 円
救急業務手当	消防職員	救急患者を医療機関に搬送する業務に従事	1 回 200 円
消火活動手当	消防職員	火災現場において消火活動に従事	1 回 200 円

オ その他の手当

手当名	内 容	支給実績 (平成 22 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給額 (平成 22 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。(月額：配偶者 13,000 円、その他の者 1 人当たり 6,500 円～11,000 円)	26,722 千円	254,490 円
住居手当	賃貸住宅居住者に支給されます。(月額：27,000 円以下)	8,322 千円	252,182 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。(月額：交通機関利用者 50,000 円以下、交通用具等使用者 24,500 円以下、交代制勤務者 12,800 円以下)	11,593 千円	86,511 円
管理職手当 (特別調整額)	管理の地位にある職員に支給されます。	3,996 千円	570,857 円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務した職員に対し支給されます。	45,073 千円	357,718 円
夜勤手当	夜間において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給されます。	11,211 千円	88,975 円
単身赴任手当	異動等により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に対して支給されます。	348 千円	348,000 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額：7,360 円～17,800 円)	11,720 千円	71,459 円
管理職特別 勤務手当	特定管理職員等が週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。(勤務 1 回：6,000 円～8,000 円)	0 千円	0 円

(7) 特別職の報酬等の状況

広域連合長、副広域連合長の給料月額並びに広域連合議会の議長、副議長及び議員の報酬額は次のとおりです。

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料額等	
給料	広域連合長	年額	47,000 円
	副広域連合長	年額	41,000 円
報酬	議 長	年額	40,000 円
	副議長	年額	35,000 円
	議 員	年額	32,000 円

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国、県及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を逸しないように考慮して、条例で定めています。その概要は、次のとおりです。

#### (1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です。

一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとしています。また、消防職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

#### (2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間としています。

#### (3) 週休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、消防職員については、週休日を別に定めています。

#### (4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由に限らず、毎年付与される年次休暇と特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の事由を24項目設けています。

#### (5) 育児休業

育児休業は、3歳未満の子を養育する職員を対象とし、職員の継続的な勤務を促進し、福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的として設けた制度です。

### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度とは、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又これに耐えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、又退職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共施設において、その職員の職務に関連あると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合とされています。

平成22年度における分限処分は、心身の故障による退職1人です。

#### (2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができます。

平成22年度における懲戒処分はありませんでした。

## 5 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など服務上の強い制約が課せられています。

これらの服務規律を保持するために懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は4(2)のとおりです。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の概要

職員の研修は、職員の資質向上及び能力の開発を積極的に推進し、住民サービスの充実を図るため、所属長の推薦の下に公正に実施しています。

平成22年度に行われた主な職場外研修には、以下のようなものがあります。

- ・新任者前期研修
- ・初級課程研修
- ・中級課程研修
- ・上級課程研修
- ・現任監督者研修
- ・接遇研修
- ・中堅職員能力向上講座
- ・消防職員初任教育訓練
- ・消防職員専科教育
- ・消防職員幹部教育

### (2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

当広域連合では、全職員の勤務及び事務処理に関し、各所属長が評定を行い、その結果を昇給等に反映しています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び職員安全衛生管理規程等に基づき、安全衛生管理責任者、産業医及び衛生管理者を設置しています。

### (2) 健康診断の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断(生活習慣病予防健診)、胃がん検診、肺がん検診等を実施しています。

### (3) 利益の保護

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立制度は、不利益な処分を受けた職員が不服申立てを行うことを認める制度です。

これらの制度の状況は、9及び10のとおりです。



8 職員の競争試験の状況

平成 23 年度採用職員の競争試験の実施状況

試験区分	採用 予定数	第 1 次試験				第 2 次試験		最終 倍率 B/D
		申込 者数 A	受検 者数 B	合格 者数 C	倍率 B/C	受検 者数	合格 者数 D	
一般事務	人 1	人 18	人 14	人 5	倍 2.8	人 5	人 1	倍 14.0
消防職	6	40	34	12	2.8	12	6	5.7
合 計	7	58	52	17	3.1	17	7	7.4

注 採用予定者数は、各試験における最終合格者発表時点の数です。

9 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 22 年度における措置の要求はありませんでした。

10 職員に対する不利益な処分についての不服申し立ての状況

平成 22 年度における不服申し立てはありませんでした。